PFI事業に係る実施方針の策定の見通し(平成29年度)

平成 29 年 4 月

静 岡 県

特定事業 の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を 策定する時期
富士山静岡空港	本事業が開始された日(以	運営権者は、以下の富士山静岡空港特	静岡県島田市湯日、	平成29年4月(予定)
特定運営事業等	下「事業開始日」という)	定運営事業等を実施する。	静岡県牧之原市坂口	
	から、事業開始日の 20 年	1 特定運営事業		
	後の応答日の属する年度	(1) 空港運営等事業		
	の前年度の末日まで	• 空港基本施設等運営等業務		
	事業期間の延長があった	• 空港航空保安施設等運営等業務		
	場合は、当該延長後の終了	• 航空機給油施設運営等業務		
	日まで(事業開始日の 45	・旅客ビル施設運営等業務		
	年後の応答日の前日を超	・貨物ビル施設運営等業務		
	えることはできない)	• 駐車場施設等運営等業務		
		• 空港展望施設等運営等業務		
		• 浄化槽施設運営等業務		
		• 空港用地運営等業務		
		(2) 環境対策事業		
		(3) 附帯事業		
		2 その他義務事業		
		3 任意事業		

[※] この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律 117 号)第 15 条第 1 項の規定により 公表するものです。